

大泉町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正案・現行対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(町に対する請負)に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員の配偶者及び1親等の親族は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、<u>町に対する請負</u>（同条に規定する請負をいう。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に定める額を超えない請負を除く。以下同じ。）を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>2 略 （調査の請求）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条に規定する<u>町に対する請負</u>に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。 （調査会の調査等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 調査会は、前項の規定により議長から調査を求められたときは、調査請求の適否、政治倫理基準に違反する行為又は<u>町に対する請負</u>に関する遵守事項に違反する行為の存否について調査を行わなければならない。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(町との請負契約等)に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員の配偶者及び1親等の親族は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、<u>町との請負契約等</u>に関する契約</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>2 略 （調査の請求）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条に規定する<u>町との請負契約等</u>に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。 （調査会の調査等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 調査会は、前項の規定により議長から調査を求められたときは、調査請求の適否、政治倫理基準に違反する行為又は<u>請負契約等</u>に関する遵守事項に違反する行為の存否について調査を行わなければならない。</p> <p>3・4 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。